

議案第 1 1 7 号

近江八幡市への大中の湖地区基幹水利施設管理事業の事務の 委託の廃止につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により、次のとおり大中の湖地区基幹水利施設管理事業の事務の近江八幡市への委託を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

近江八幡市及び東近江市における大中の湖地区基幹水利施設 管理事業事務委託に関する規約を廃止する規約

近江八幡市及び東近江市における大中の湖地区基幹水利施設管理事業事務委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和3年3月31日をもって大中の湖地区基幹水利施設管理事業の事務の近江八幡市への委託を廃止することについて協議したく、本議案を提出するものである。